



# 島根県報

平成22年12月10日（金）

第2,247号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

### 【告 示】

指定希少野生動植物の指定 (自然環境課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 3

土地改良区の合併の認可 (農村整備課) 3

### 【訓 令】

島根県公印規程の一部改正 (総務課) 3

### 【公 告】

島根県シンクライアントシステムの調達に係る提案競技の実施 (情報政策課) 4

平成23年島根県歯科技工士国家試験の実施 (医療政策課) 8

公共測量の終了 (用地対策課) 9

都市計画の変更案の縦覧（2件） (都市計画課) 10

開発行為に関する工事の完了 ( ) 10

公布された条例等のあらまし

◇障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

自立支援医療受給者証の様式の整備（様式第6号関係）

2 施行期日

平成23年1月1日から施行することとした。

**規 則**

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第74号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」を「自立支援医療受給者証」に、

「

<p>上記のとおり認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>島 根 県 印</p>	を
--	---

」

「

<p>上記のとおり認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>島 根 県 印</p> <p>（精神通院医療）</p>	に
--	---

」

改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

**告 示**

島根県告示第723号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）第8条第1項の規定により、指定希少野生動植物を次のとおり指定する。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

分類	科 名	種 名
動物	コガネムシ科	ダイコクコガネ

植物	スイレン科	オニバス
----	-------	------

## 島根県告示第724号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
濱本 佑樹	整形外科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成22年11月29日
福田 幸久	整形外科	福田整形外科医院	出雲市大津新崎町1-44	平成22年11月29日
杉浦 智子	内科	すぎうら医院	出雲市今市町北本町2-8-3	平成22年11月29日
守屋 淳詞	整形外科	益田地域医療センター医師会 病院	益田市遠田町1917-2	平成22年11月29日
岩田 芽久美	内科	益田地域医療センター医師会 病院	益田市遠田町1917-2	平成22年11月29日
内田 利彦	循環器科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	平成22年11月29日
金藤 英二	内科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成22年11月29日
桐原 義昌	外科	済生会江津総合病院	江津市江津町1016-37	平成22年11月29日
秦 憲明	内科	秦クリニック	邑智郡美郷町粕淵387-4	平成22年11月29日

## 島根県告示第725号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、雲南市加茂町土地改良区及び雲南市加茂町三代農地開発土地改良区の合併について平成22年12月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 合併後存続する土地改良区  
雲南市加茂町土地改良区
- 合併により解散した土地改良区  
雲南市加茂町三代農地開発土地改良区

**訓**

**令**

## 島根県訓令第10号

本 庁  
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1 本庁監又は課長印の項中

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 島 根 県                   ○ ○ 部 ( 局 )                   ○ ○ 課 長 印             </div>	20ミリメートル 平方	各課長（審査指導課にあ っては、会計課長）	を
---	----------------	--------------------------	---

」

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 島 根 県                   ○ ○ 部 ( 局 )                   ○ ○ 課 長 印             </div>	20ミリメートル 平方	各課長（審査指導課にあ っては、会計課長）	に改める。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 島 根 県 総 務 部 消 防 防 災 課 長 印 防 災 航 空 管 理 所             </div>	20ミリメートル 平方	消防防災課防災航空管理所 長	

」

**附 則**

この訓令は、平成22年12月10日から施行する。

**公 告**

島根県シンククライアントシステム構築運用保守等業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県シンククライアントシステム（以下「シンククライアントシステム」という。）構築運用保守等業務

(2) 仕様

別に定める「島根県シンククライアントシステム構築運用保守等業務に係る提案競技仕様書」による。

(3) 期間及び納期

ア シンククライアントシステムの構築業務

契約の日から平成23年11月30日まで

イ シンククライアントシステム用ハードウェア等の賃貸借及び保守業務

平成23年12月1日から平成27年7月31日まで

ウ シンククライアントシステム運用保守業務

平成23年12月1日から平成27年7月31日まで

(4) 予算額

163,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 島根県内に本社又は事業所を有し、本業務を実施する開発拠点が島根県内にあること（本業務を実施するために新たに設置されるものを含む。）。

キ 共同企業体の構成員でないこと。

ク 提出書類の提出期限日において、端末1,000台以上で利用しているシンククライアントシステムの開発を完了した実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員のすべてが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員の一部が(1)のクに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明手続

#### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

平成22年12月10日（金）から平成22年12月20日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

##### ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

### 4 提出書類

#### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員すべてについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

キ 提案書提出書 1部

ク 提案書 6部

ケ 見積書 1部

### 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

#### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

#### (2) 提出期限

ア 4のアからカまでの書類については、平成23年1月11日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4のキからケまでの書類については、平成23年1月21日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

#### (3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課電子自治体推進室

電話 0852-22-6717 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

#### 6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、平成22年12月20日（月）午後5時までとする。
- (3) 提出先 5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成22年12月27日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

#### 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年1月13日付けで、郵送にて通知する。

#### 8 選定方法

- (1) 島根県シンクライアントシステム構築運用保守等業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
  - ア 信頼性及び安定性の確保
  - イ 費用
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会事務局によるヒアリングを行う。
- (5) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

#### 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 10 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は行わない。

##### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を

乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required :  
A Server-Based Computing system for specific systems 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents :  
3 : 00 p.m 21 January 2011
- (3) For further details contact :  
Information Policy Division  
1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-6717

---

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

- (1) 学説試験 平成23年2月16日（水）午前9時から
- (2) 実地試験 平成23年2月17日（木）午前9時から

2 試験場所

松江市南田町141番地9 島根県歯科技術専門学校

3 試験科目

- (1) 学説試験  
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規
- (2) 実地試験  
歯科技工実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成23年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）



- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成23年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

## 5 受験手続

### (1) 受験願書の受付期間

平成23年1月5日（水）から平成23年1月14日（金）まで（郵送による場合は、平成23年1月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

### (2) 受験願書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療政策課

### (3) 提出書類

#### ア 受験願書

#### イ 受験資格を証明する書類

(7) 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（平成23年3月31日までに卒業する見込みの者にあつては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明書を追加提出すること。）

(4) 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(4) 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものの裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根県が交付する写真票にはり付け、所定の事項を記入して提出すること。）

## 6 試験手数料及び納入方法

試験手数料36,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を受験願書の所定の箇所にはり付けること。

## 7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 受験者は、試験当日、次のものを持参すること。

#### ア 受験票

#### イ 筆記用具

#### ウ その他受験票に記載のもの

(3) 合格者の発表は、平成23年3月17日（木）に島根県庁前の掲示場に掲示して行うほか、合格者には合格証書を交付する。

(4) 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（電話0852-22-5613）へ問い合わせること。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の終了について大田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 作業種類

4級基準点測量

2 作業期間

平成22年10月25日から平成22年11月30日まで

3 作業地域

大田市仁摩町天河内地域

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

雲南都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

雲南市大東町大東及び金成

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び雲南市建設部都市建築課

4 縦覧期間

平成22年12月10日から平成22年12月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成22年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

雲南都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

雲南市大東町大東

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び雲南市建設部都市建築課

4 縦覧期間

平成22年12月10日から平成22年12月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月10日

1 開発区域

安来市赤江町字三ツ頭143番3

面積 567.34平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市赤江町1653番地5

細田 一彰